

千葉市告示第16号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当する者を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

平成30年1月11日

千葉市長 熊谷俊人

施 術 者		施 術 所		指定年月日
氏 名	住 所	名 称	所 在 地	
前田 秀美	(省略)	みどり訪問マッサージ	千葉市緑区土気町 1625-23-103	平成29年11月1日
諸隈 行宣	(省略)	諸隈 行宣	千葉市美浜区高洲 2-8-1-1107	平成29年11月1日
津沢 千春	(省略)	在宅マッサージ 寿楽	千葉県市川市宮久 保1-28-5 サンハイツ202 号	平成29年11月1日
佐々木 弘美	(省略)	からだ元気治療院 八千代	千葉県八千代市勝 田台北1-3-1 6 勝田台TSビ ル402号	平成29年12月1日
漆間 康子	(省略)	県庁前マッサージ 治療院	千葉市中央区市場 町2-15 渡辺 ビル201	平成29年12月1日
若村 知彦	(省略)	東京在宅サービス 東京鍼灸マッサー ジ治療院 船橋店	千葉県船橋市本町 6-1-7 エス ペランサK 3- A	平成29年12月1日